

学校生活等の心得

三重県立尾鷲高等学校全日制

I 学校生活について

1. 登下校について

- (1) 始業時(午前8時20分)には自席に着席する。
- (2) 欠席や遅刻をする場合は、事前に保護者から学校に連絡する。
- (3) 遅刻した場合は、職員室に遅刻届を取りに行き、担任又は授業担当者に提出する。
- (4) 部活動は原則として午後6時30分までとする。また、完全下校時刻は原則として午後6時45分とする。
- (5) 登下校時は特別な場合を除き、制服を着用する。

2. 授業及び休み時間について

- (1) SHR、授業、集会、放送等の連絡を聞き、その指示に従って行動する。
- (2) 各休み時間中に、次の授業の準備をしておく。
- (3) 教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動する。
- (4) 授業で出された課題や宿題にはしっかり取り組み、提出期限を厳守する。
- (5) 始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出ない。
- (6) 登校後、やむを得ず早退や外出が必要な場合は、担任等の許可を得る。
- (7) 保健室で休養した場合は、その旨を担任または授業担当者に報告する。

3. 考査について

- (1) 座席は指定された場所に着席すること。
- (2) 教科書、ノート、その他の教材等は鞆に入れて、机の中は空にする。
- (3) 特に指示のある場合を除き、机上には筆記用具と消しゴムのみとする。
ティッシュを使用する際は、テスト監督に申し出て、許可を取る。
- (4) 携帯電話は電源を切り、鞆に入れておく。
- (5) 不正行為やまぎらわしい行為はしない。
- (6) 体調不良等、やむを得ない理由を除き、途中退室は禁止する。
- (7) 考査発表日から考査最終日の前日までは、原則、部活動は禁止する。

4. 校内生活について

- (1) 校内では制服を着用すること(部活動時は除く)。
- (2) 携帯電話の使用はマナーを守るとともに、授業中は電源を切り使用しない。
- (3) 持ち物の自己管理を徹底する。
- (4) 教室、ロッカー、下駄箱等の整理整頓を心がけ、指定以外の場所に私物を置かない。
- (5) 本校指定のスリッパ、体育館シューズを履き、上下兼用しない。
- (6) 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。

5. 懲戒について

- (1) 犯罪行為、ぐ犯・不良行為、生徒心得に違反、問題行動を起こしたりすると懲戒(処分としての懲戒、指導としての懲戒)の対象となる。

Ⅱ 服装・みだしなみについて

1. 制服について

- (1)登校時は、学校指定のブレザー、セーラージャケット、スラックス・スカート(夏用・冬用)、カッターシャツ、セーター、ベストを着用する。
- (2)制服の変形や改造は行わないこと。
- (3)やむを得ず異装しなければならないときは、生徒指導部に申し出ること。

2. スtocking・タイツについて

華美なものは控えること。

3. 通学靴について

革靴、運動靴(雨天時は長靴、レインシューズ可)で通学すること。

ただし、以下の点に留意して着用すること。

- (1)高価で派手なものは禁止。
- (2)特にエナメル、ハイヒール、サンダル、ブーツは禁止。
- (3)革靴の色は、黒、茶に限る。

4. 通学鞆について

教科書等、学校で必要なものが入る大きさものとする。

5. 頭髪・その他について

以下の行為は禁止する。

- (1)染色、脱色、パーマ(ヘアアイロンやカールも含め)等。
- (2)ヘアアイロンやドライヤー等による髪の色落ちや髪を痛める行為。
- (3)カットや整髪料による著しい加工。
- (4)髭を生やすこと。
- (5)化粧をすること。(色付きリップクリームも含まれる。)
- (6)アクセサリーの着用。
(例)ネックレス、ペンダント、イヤリング、ピアス、ブローチ、指輪、ブレスレット、カラーコンタクト等。

6. マフラー・手袋について

防寒のために登下校と校内での移動中の着用は認める。ただし、授業中や職員室等では着用を認めない。

7. コート類について

特別な場合を除いて禁止する。

※特別な場合とは、健康上の理由により生徒指導部が許可した場合。ただし、着用の場合は華美なものは控える。

※雨天時のみにレインコートの着用は認める。ただし、華美なものや高価なものは着用しない。

Ⅲ 自転車通学許可について

1. 許可について

- (1) 自転車通学は、自転車通学に関するルールを厳守したうえで許可する。
- (2) 自宅から最寄りの駅、バス停まで自転車を使用する者も届けをすること。

Ⅳ アルバイトに関する基本方針規定

アルバイトを行う必要がある生徒は、生徒指導部に「アルバイト届」を提出し、次のことを厳守すること。

- (1) 長期休業中・土・日・祝日のみとする。但しテスト発表後から終了時までの土・日・祝日は禁止とする。
- (2) 就業時間は1日8時間以内とし、午後10時までには帰宅していること。
- (3) 保護者が生徒を管理できる範囲内とし、外泊等は伴わないこと。
- (4) 単車・自動車等を使用する業務には就かないこと。(同乗運搬も含む)
- (5) パチンコ・スナック等の風俗営業、その他高校生にふさわしくないとと思われる業務には就かないこと。
- (6) 学業が著しく不振でないこと。
- (7) 特別指導等の指導期間中はアルバイトをすることはできない。

Ⅴ 自動車等運転免許取得について

1. 二輪車の運転免許取得について

- (1) 高等学校在学中は、原則として二輪車等の運転免許取得を禁止する。ただし、次の条件に該当する場合は事情により許可することがある。
 - ① 鉄道・バス等の交通機関及び自転車の利用が極めて困難な地域からの通学者など、止むを得ぬ事情があると校長が認める者。
 - ② その他校長が特に必要と認める者。
- (2) 特別に許可した場合、原則として50cc以下に限るものとする。

2. 普通自動車運転免許取得の条件について

- (1) 自動車学校に入校できるのは、2学期以降で、進路決定済みの者のみとし、生徒指導部で手続きをすること。
- (2) 冬季休業からは、進路が決定していない場合でも入校を許可する。